

花未来事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が公園施設を活用してより身近なものにしてもらうため市民が自主的に公園施設にて、草花等を植え付け、かつ、育成しようとするボランティア活動を支援することを目的とする。

(ボランティアの登録等)

第2条 ボランティア活動をしようとする者は、継続的な活動ができる5人以上の団体で、花未来事業登録申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(対象地)

第3条 草花等を植栽する場所は、市長が指定した施設内とする。

(ボランティアの活動内容)

第4条 草花等の配布を希望する団体は、事前に植栽実施計画書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 植栽実施計画書に基づき、時期に合わせた草花等の植え付けや種まきを行い、水遣、肥料の散布など管理を行う。
- 3 開花後の草花の処理及び除草など花壇の管理を行い、公園内の簡単な清掃なども可能な範囲であることができる。
- 4 除草用のビニール袋など必要な用具については、必要に応じて市と協議する。
- 5 草花等の植栽後、写真を市に提出する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。